一　住所の変更

変更前	東京都港区六本木四丁目九番二号 俳優座ビル七一一室
変更後	東京都渋谷区代々木二丁目二十三番一号 ニューステイトメナー一三二二

二　研修業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	東京都渋谷区代々木二丁目十三番五号KT新宿ビル五階
変更後	東京都渋谷区代々木二丁目二十三番一号 ニューステイトメナー一階教室

三　変更の年月日　令和五年五月九日

○関東地方整備局告示第百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年七月十四日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　川越都市計画道路事業三・五・二十四号吹塚南園部中山線及び三・五・二十二号伊草戸守線

三　事業施行期間　自令和八年七月十四日至令和十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　埼玉県比企郡川島町大字吹塚字華木町、字久保町及び字株木町、大字戸守字南町、大字中山字西浦、字上廓及び字柳ケ谷戸、大字南園部字内袋並びに大字北園部字安藤地内

使用の部分　埼玉県比企郡川島町大字吹塚字久保町及び字株木町、大字戸守字南町、大字中山字西浦、字上廓及び字柳ケ谷戸並びに大字南園部字内袋地内

○近畿地方整備局告示第九十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月十四日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
相生市若狭野町若狭野字下河原一七番一地先から赤穂市有年原字西原向イ二四五番二まで	前	B　九・四六～二五・六一	三四・三四メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　九・四六～九九・二五	二・五四六キロメートル	
		B　九・四六～二五・六一	四一・一二六	
		A　三四・三四～一〇五・七〇	二・五四六	
		B　四〇・五五～四〇・五五	〇〇・〇二六	
赤穂市有年原字東西川二九二番一から同市有年原字東西川二九三番二まで	前	A　三四・三四～一〇五・七〇	二・五九〇	
	後	B　四一・一二～四一・一二	〇〇・〇二六	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○観光庁告示第十六号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、株式会社近鉄HRパートナーズ（登録研修機関第十四号）から研修業務を行う事務所の名称を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

令和八年七月十四日

観光庁長官　村田　茂樹

一　研修業務を行う事務所の名称の変更

変更前	株式会社ツーリストエキスパーツ本社
変更後	株式会社近鉄HRパートナーズツーリストエキスパーツ事業本部

二　変更の年月日　令和六年十月一日

○近畿地方整備局告示第百号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月十四日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
宍粟市山崎町下広瀬字上垣内八番四から同市山崎町下広瀬字上垣内五番一まで	前	二七・四〇～三四・〇〇	六三・六〇メートル	
	後	二七・四〇～三四・〇〇	〇〇・〇五五キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月十四日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十九号	宍粟市山崎町下広瀬字上垣内八番四から同市山崎町下広瀬字上垣内五番一まで	近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年七月十四日

○中国地方整備局告示第七十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月十四日

中国地方整備局長　山本　大志

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
山口市阿東地福下字野地一六四番三地内	前	二三・六四～四六・四一メートル	〇〇・〇七九キロメートル	
	後	二三・六四～七三・〇〇	〇〇・〇七九	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○九州地方整備局告示第七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月十四日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十号	鹿児島県曽於郡大崎町菱田字中須二五五八番一から同町菱田字中須二五九二番一まで	九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年七月十四日